

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、平成 27 年 5 月 20 日三養基西部土地改良区の定款の変更を認可した。

平成 27 年 6 月 2 日

佐賀県知事 山 口 祥 義